

日本地学教育学会々則

(1998年4月1日改訂；1998年7月31日一部改訂；2011年4月23日一部改訂；2015年8月22日一部改訂；2016年10月8日一部改訂；2019年8月17日一部改訂)

第1条 本会は日本地学教育学会 (Japan Society of Earth Science Education) と称する。

第2条 本会は地学教育の振興および地学の普及を図ることを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

1. 会誌，その他出版物の発行。
2. 全国大会，総会，講演会，研究会および見学会などの開催。
3. 研究の奨励および業績の表彰。
4. その他。

第4条 本会はつぎにあげる会員で組織される。

1. 正会員：地学教育またはそれに関連する諸科学について関心・学識または経験のある個人。

2. 購読会員：本会の目的および事業に賛同し，本会の刊行物を購読する団体または法人。

3. 名誉会員：地学教育の振興について顕著な功績がある者のなかから，評議員会が推薦し，総会の議決で定めた個人。

4. 賛助会員：本会の目的および事業を賛助する個人または法人。

第5条

1. 本会に入会を希望する者は所定の入会申込書を提出する。入会の決定は常務委員会の審査を経て行われる。

2. 会員で退会を希望する者は退会届を提出し，常務委員会の承認を得なければならない。

第6条

1. 会員はつぎの権利を有する。

(1) 会誌に投稿し，講演会で研究発表ができる。

(2) 会誌などの配布を受ける。

(3) 本会が行う事業に参加できる。

2. 正会員はつぎの権利を有する。

(1) 総会における議決権の行使。

(2) 役員選挙における選挙権および被選挙

権の行使。

第7条 会員は細則に定める会費を納めなければならない。

第8条

1. 会員が正当な理由なく1ヶ年以上会費を滞納した場合は会誌の送付が停止され，滞納が2ヶ年以上にわたる場合は会員委員会の審査を経て常務委員会の議決により会員の資格を停止または除籍されることがある。

2. 会員が本会の名誉を損ない，または本会の目的に反する行為を行った場合には，常務委員会の審議を経て評議員会の議決により除名されることがある。

第9条 本会はつぎの機関で運営される。

1. 総会は正会員で組織し，本会運営の基本方針を決定する最高議決機関である。

(1) 総会は通常総会と臨時総会の2種とする。通常総会は原則として毎年1回開催するものとする。臨時総会は評議員会が必要と認めたとき，または正会員の3分の1以上の連署をもって会議の目的を明示して請求があったときに開催する。

(2) 総会は会長が召集し，正会員の10分の1以上の参加がなければ議決することができない。

2. 評議員会は会長，副会長および評議員で組織し，総会の定めた基本方針に従い運営要領を審議決定する。評議員会は会長が召集し評議員の過半数の参加がなければ議決することができない。

3. 常務委員会は常務委員長および常務委員で組織し，総会および評議員会の議決に基づき本会の会務を執行し，事業の企画および調整を行う。

4. 常務委員会のもとにその任務を補佐するための常置委員会を置くことができる。それらの種類，組織運営は別に定める。

5. 監事会は会計の監査を行う。

6. 本会は，北海道・東北，関東，中部，近畿，中国・四国，九州・沖縄に各支部を置く。

(1) 支部は，支部大会などの研究会の開催，支部会誌，支部論文集などの刊行，並びに支部における表彰などを行うことができる。

(2) 支部役員及びその他の必要な事項について

ては、各支部において定めるものとする。

(3) 支部組織は、メール会議を原則とするが、支部長が必要と認める時、招集し開催することができる。

第10条 本会につきの役員をおく。

- | | | | |
|----------|--------|----|----|
| 1. 会 長 | 1名 | 任期 | 2年 |
| 2. 副会長 | 3名 | 任期 | 2年 |
| 3. 支部長 | 6名 | 任期 | 2年 |
| 4. 評議員 | 30～50名 | 任期 | 3年 |
| 5. 常務委員長 | 1名 | 任期 | 2年 |
| 6. 常務委員 | 若干名 | 任期 | 2年 |
| 7. 監 事 | 2名 | 任期 | 2年 |

役員の変更期は6月とする。役員に欠員を生じたときは、常務委員会の選考に基づき、会長の指名により補充することができる。但し、補充役員の任期は前役員の残余の期間とする。

第11条 役員はつぎのように選出される。

1. 会長は正会員の中から選出される。重任を妨げない。

2. 副会長は評議員会の承認を経て会長が評議員の中から指名する。重任を妨げない。

3. 評議員のうち3分の2は細則に基づき選出される。残余の評議員は会長が指名する。評議員は毎年3分の1を改選する。重任を妨げない。

4. 常務委員長は評議員の互選により選出される。重任を妨げない。

5. 常務委員は評議員会において常務委員長の推薦により、評議員または評議員以外の正会員の中から選出される。重任を妨げない。

6. 監事は評議員以外の正会員の中から信任投票によって選出される。監事は毎年その半数を改選する。重任は認めない。

7. 支部長は各支部の評議員の互選により選出される。重任を妨げない。

第12条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第13条 本会は本部を、〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンターにおき、必要により支部を設けることができる。

第14条 本会は調査・研究の実施のために部会又は、研究委員会を設けることができる。

第15条 本会の経費は主として細則に定める会費により支弁されるが、他からの補助金または寄付金を受けることができる。また第3条の事業については必要に応じて費用を徴収することができる。

第16条 本会の会計年度は7月1日に始まり、翌年の6月30日に終わる。

第17条 本会の予算および決算は総会の承認をうけるものとする。

第18条 本会の資産は郵便振替貯金または銀行預金とする。

第19条 本会則は変更しようとするときは総会参加者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第20条 本会の運営・編集・学術奨励賞及び役員選出に関する細則は常務委員会で別に定める。

〔付則〕

1. この会則は2019年9月1日から実施する。

2. 日本地学教育学会々則(2016年10月8日一部改訂)はこれを廃止する。

=====

日本地学教育学会々則の細則

(1998年7月11日一部改訂; 2002年12月9日一部改訂; 2011年7月1日一部改訂; 2012年12月24日一部改訂; 2019年8月17日一部改訂)

<会費についての細則>

1. 会費の年額は、つぎの通りとする。

(1) 正 会 員 7,000 円 (在外会員も同額)

ただし、大学学部ならびに大学院に在籍し、常勤職に就いていない個人で、毎年度ごとに、当該年度に在学先が発行した在学証明書または発行年月日・有効期限の入った学生証の写しを提出した場合、学生割引を適用し、年会費を3,500円とする。

また、満年齢60歳以上で常勤職に就いていない個人で、年齢の証明できる公的証明書類(免許証等)の写しを、日本地学教育学会事務局に提出し、常務委員会の承認を得た場合、シニア割引を適用し、年会費を4,000円とする。

(2) 賛助会員 一口10,000円(1口以上)

(3) 購読会員 8,000円(消費税別)

- (4) 名誉会員 会費は必要としない。
2. 会費は、当該年度の7月1日以降9月30日までに納入しなければならない。
3. 会費の変更は、総会の承認を得るものとする。

<役員選挙についての細則>

1. この選挙細則は、役員選挙の選挙手続きを規定する。
2. 役員選挙の管理は、選挙管理委員会が行う。選挙管理委員会は、常務委員会の委員で構成する。
3. 毎年4月1日現在で会員原簿に記載されている正会員は、次年度役員選挙の被選挙権を有し、6月1日現在の正会員は選挙権を有する。
4. 会長候補者の推薦は、正会員5名の署名捺印した推薦状、本人の承諾書および所信表明(800字以内)を添えて、推薦者が4月1日から4月25日(消印有効)までに選挙管理委員会(事務局)に届けるものとする。
5. 評議員候補者の推薦は、正会員3名以上の署名捺印した推薦状に本人の承諾書を添えて、推薦者が4月1日から4月25日(消印有効)までに選挙管理委員会(事務局)に届けるものとする。
6. 監事候補者の推薦は、常務委員会が行う。
7. 役員候補者は、選挙管理委員会が決定する。
8. 選挙により選出される評議員の支部別定数は、下記の通りとする。

北海道・東北 3名

関東(東京) 9名

中部 3名

近畿 3名

中国・四国 3名

九州・沖縄 3名

9. 選挙管理委員会、会長および監事候補者の氏名、評議員候補者の氏名および支部名を明記した投票用紙を、選挙権を持つ正会員に配布、または電子メールを用いて正会員に通知する。
10. 投票は、下記の条項のすべてを満たすものを有効と認める。

(1) 規定の投票用紙を用い、無記名で郵送されたもの、もしくは電子媒体により投票されたもの。

- の。
(2) 会長は1名を選出したもの。
(3) 評議員は支部別定数の1/3、総数8名以内を選出したもの。
(4) 監事は信任または不信任の記載をしたもの。
(5) 選挙管理委員会が、指定の期日(郵送の場合は消印有効)までに受け取ったもの。

11. 投票用紙の開票と集計、および電子媒体による投票の集計は、選挙管理委員会が指定した期日に常務委員の立ち会いのもとで行う。正会員は開票に立ち合うことができる。

12. 当選者の決定は、つぎの手順で行う。

- (1) 会長は、有効投票数の過半数を得たもの。
(2) 評議員は、支部ごとに有効得票数の最も多いもの1名、ただし、関東(東京)支部は、有効得票数順に3名まで。

(3) 監事は、有効投票数の過半数の信任を得たもの。

13. 本会の事業計画および収支予算書は常務委員会が作成し、日本地学教育学会会則の第9条により、毎事業年度の開始前に総会の承認を得なければならない。ただし、当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、総会の承認を得るまでの間、会長当選者および評議員当選者は常務委員会の承認を得て、前年度に準じ業務を執行することができる。